民間資格活用促進に係る実施要領新旧対照表

新	旧	備考
2　本要領で定める民間資格 本要領で定める民間資格は下記（1）から（7）を指す。 （1）ふくしまME（防災）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会） （2）ふくしまME（保全）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会） （3）コンクリート診断士（公益社団法人日本コンクリート工学会） （4）土木鋼構造診断士（一般社団法人日本鋼構造協会） （5）一級構造物診断士（一般社団法人日本構造物診断技術協会） （6）地すべり防止工事士（一般社団法人斜面防災対策技術協会） （7）砂防・急傾斜管理技術者（(公社）砂防学会） 3　対象業務 （1）道路施設及び河川施設等に関する点検診断業務。なお、対象施設毎の管理技術者へ追加する資格等は別表１のとおり。 ※別表１に記載のない施設に関する業務は、本要領の対象外とする。 （2）砂防設備修繕設計業務。なお、管理技術者へ追加する資格等は別表２のとおり。 ※補修については、構造計算が不要な漏水及びクラックの補修のみ適用とする。 （3）橋梁補修調査設計業務委託。なお、管理技術者へ追加する資格等は別表３のとおり。 （4）落石防護柵設計業務。なお、管理技術者へ追加する資格等は別表４のとおり。 ※新設・補修のどちらも対象とする。 4　事務処理要領	2　制度の概要本要領で定める民間資格 土木部が発注する業務委託において、福島県土木部所管の共通仕様書（業務委託編）（以下、「共通仕様書」という。）に記載している管理技術者の要件に加えて、本要領で定める民間資格は下記（1）から（7）の民間資格においても活用を図るものを指す。 （1）ふくしまME（防災）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会） （2）ふくしまME（保全）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会） （3）コンクリート診断士（公益社団法人日本コンクリート工学会） （4）土木鋼構造診断士（一般社団法人日本鋼構造協会） （5）一級構造物診断士（一般社団法人日本構造物診断技術協会） （6）地すべり防止工事士（一般社団法人斜面防災対策技術協会） （7）砂防・急傾斜管理技術者（(公社）砂防学会） 3　対象業務 （1）道路施設及び河川施設等に関する点検診断業務。なお、対象施設毎の管理技術者へ追加する資格等は別表１のとおり。 ※別表１に記載のない施設に関する業務は、本要領の対象外とする。 （2）砂防設備修繕設計業務。なお、管理技術者へ追加する資格等は別表２のとおり。 ※補修については、構造計算が不要な漏水及びクラックの補修のみ適用とする。 （3）橋梁補修調査設計業務委託。なお、管理技術者へ追加する資格等は別表３のとおり。 4　事務処理要領 事務手続きについては、次の手続きを行うこととする。 （1）「特記仕様書」に下記事項を追加する。 第〇条　管理技術者 1　本業務の管理技術者は、「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」第１１０７条及び第１１０７条「総則の運用」に基づくものとする。 2　本業務では、「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」第１１０７条「総則の運用」に以下の資格を追加する。 （1）ふくしまME（防災）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会） （2）ふくしまME（保全）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会）	（修正） （追加） （削除）

民間資格活用促進に係る実施要領新旧対照表

	（３）コンクリート診断士（(公社）日本コンクリート学会） （４）土木鋼構造診断士（(一社）日本鋼構造協会） （５）一級構造物診断士（(一社）日本構造物診断技術協会） （６）地すべり防止工事士（(一社）斜面防災対策技術協会） （７）砂防・急傾斜管理技術者（(公社）砂防学会） ※上記は別表１～４に合わせて修正する。 ３　ただし、「資格名称」（資格名称は、別表１～４における「○」の資格名称を記載する。）の資格保有者を管理技術者として配置する場合は、同種業務における担当技術者としての履行実績を１件以上有するものとし、発注者へ管理技術者の経歴書を提出する際に、該当業務における業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績情報の写し等を併せて提出すること。 ４　第３項の履行実績について、提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限等の措置を行うことがある。 ５　受注者は、第２項に記載している民間資格保有者を管理技術者へ配置した場合は、テクリスの業務概要に「民間資格活用：○○○」（○○○は、活用を図った資格）と記載すること。	
「入札公告」（指名競争の場合は指名通知書、随意契約の場合は見積書提出通知）手続きについて下記事項を追加する。 （記載例） ○　その他 （○）本業務は、「民間資格活用促進に係る実施要領」を適用する業務である。	（２）「入札公告」（指名競争の場合は指名通知書、随意契約の場合は見積書提出通知）手続きについて下記事項を追加する。 （記載例） ○　その他 （○）本業務は、「民間資格活用促進に係る実施要領」を適用する業務である。	（削除）
附　則 この要領は、平成３１年　４月　１日から適用する。 この要領は、令和　元年１２月１９日から適用する。 この要領は、令和　２年１１月２５日から適用する。 この要領は、令和　７年　４月１５日から適用する。 この要領は、令和　８年　３月２４日から適用する。	附　則 この要領は、平成３１年　４月　１日から適用する。 この要領は、令和　元年１２月１９日から適用する。 この要領は、令和　２年１１月２５日から適用する。 この要領は、令和　７年　４月１５日から適用する。	（追加） （追加）

別表4

対象施設	落石防護柵設計業務の管理技術者として活用を図る資格						
	ふくしま型（防災）	ふくしま型（保全）	コンクリート診断士	土木鋼構造診断士	一級構造物診断士	地すべり防止工事士	砂防・急傾斜管理技術者
① 落石防護柵	◎	○	○	－	○	－	◎
② 落石防護擁壁（H=5m以下）	◎	○	○	－	○	－	◎

◎：活用を図る資格を取得していることを管理技術者の要件にする。
○：活用を図る資格を取得し、かつ、同種業務における担当技術者としての実績を１件有することを管理技術者の要件にする。